

羽曳野市外郭団体等改革方針

平成19年4月

平成29年4月 改正

はじめに

本市は、平成18年3月に「市民の暮らし満足度」の最大化に向けて、時代に合った最適な行財政運営の仕組みを作り上げるために「行財政改革大綱」を策定しました。その大綱の取り組むべき基本項目の一つに「外郭団体等の整理・合理化」を掲げ、競争力の強化・柔軟性の向上等について外郭団体等と協力して取り組むこととしています。

外郭団体等は、市民ニーズの多様化に柔軟に対応するため、市の施策と連携をとりながら、行政活動を補完・代替する重要な役割を担ってきました。

しかし、社会経済情勢の変化等によって、それらを取り巻く環境は、非常に厳しくなっている状況にあります。特に平成15年に地方自治法が改正され、指定管理者制度の導入により、公の施設管理に対して、民間事業者の参入も可能になったことから、公の施設を管理している団体にとっては、その事業経営に大きく影響を及ぼすようになってきました。

また、昨今の厳しい財政状況下において、市としては、各外郭団体等の設立目的に立ち返り、包括的に外郭団体のあり方を検討し、また、各団体に対する財政的支援等について、抜本的に見直すことが必要となってきています。

さらに、各外郭団体等においても、本来独立した経営主体であることを認識し、自ら積極的な改善・改革を実施することにより、自立的・効率的な経営体制の確立を図っていかなければなりません。

以上のことから、市は、各外郭団体等に対する市の関与のあり方を明確にし、組織の統廃合も視野に入れ、各外郭団体等のあり方について検討を行い、各外郭団体等と協力してその改革に取り組みます。

対象外郭団体等

本方針の対象外郭団体等は、地方自治法の規定において、本市が経営状況等に関与することが認められている団体のほか、本市が継続的に人的支援や財政的支援を行っている団体など次の4団体とする。

- | |
|---|
| <p>① 株式会社 みのりの里 (所管課 政策推進課)</p> <ul style="list-style-type: none">・設立年月日 平成10年5月21日・市出資等の額 21,000千円(出資比率70%)・主な事業内容<ul style="list-style-type: none">(1) 生活文化情報センター等、文化・スポーツに係る公の施設の管理・運営事業(指定管理者)(2) 「スポーツ施設利用予約システム」の管理・運営業務、総合福祉システム・オペレーター業務等の各種システム開発、運用業務 |
| <p>② 有限会社 はびきのエル・エス (所管課 教育総務課)</p> <ul style="list-style-type: none">・設立年月日 平成8年2月1日・市出資等の額 10,000千円(出資比率100%)・主な事業内容<ul style="list-style-type: none">(1) 学校給食物資の購入及び食数管理業務(2) 市内14小学校の給食調理、配送並びに配膳等業務 |
| <p>③ 社会福祉法人 羽曳野市社会福祉協議会 (所管課 福祉総務課)</p> <ul style="list-style-type: none">・設立年月日 昭和40年5月27日・市出資等の額 1,500千円(出資比率83%)・主な事業内容<ul style="list-style-type: none">(1) 社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業(2) 高年いきがいサロン管理・運営業務(指定管理者)(3) 居宅介護事業(4) 保育所設置経営 |

④ 公益社団法人 羽曳野市シルバー人材センター (所管課 福祉支援課)

- ・ 設立年月日 昭和 56 年 11 月 28 日
- ・ 市出資等の額 0 千円
- ・ 主な事業内容
 - (1) 高齢者の就業に関する情報の収集及び提供
 - (2) 高齢者の就業に関する調査研究
 - (3) 高齢者の就業に関する相談
 - (4) 臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者に対する希望と能力に応じた就業機会の開拓及び提供

(1) 市において取り組むべき共通事項

① 所管課の指導監督、経営状況の把握

所管課は、外郭団体等の事業や経営状況、組織等運営状況を常に把握し、客観的評価のうえ指導監督を行います。

② 人的関与の見直し

外郭団体等の自主性・自立性の向上を図るため、市派遣職員による団体職員や役員への就任を最小限に留めます。

③ 財政的関与の見直し

外郭団体の経営努力を促進し、自立経営を行うため、補助金等による財政的支援については、最小限に留めます。

補助金等による財政的支援については、団体が提供するサービスの水準の確保に留意しつつ、団体に対して効率的な運営を求めるため、公益性・必要性等の観点から十分精査を行い、その必要性や支援金額が適正になるように見直します。

また、委託料については、民間事業者等と比較して効率性・経済性の観点やその外郭団体を活用するメリットなどの検証を行い、委託先や委託内容、委託料、契約方法、必要性等を見直します。

(2) 外郭団体において取り組むべき共通事項

① 効率的・効果的な運営

日頃から収入確保と経費の削減に努め、市民や利用者のニーズを反映した安定的な団体運営を行うため、自主的な事業点検、ニーズの把握に努め、目標を明確にした経営計画を策定し、効率的・効果的な運営を図る必要があります。

② 財政基盤の強化

市が補助金や委託料等による財政的支援の見直しを進めていく中で、独立した財政基盤を築くため、外郭団体等は基本財産等の安全かつ安定的な運用を行い効果的・効率的な活用を図るとともに、可能な限り自主財源の確保に取り組むなど収益構造の強化を図る必要があります。

③ 経営責任の明確化

外郭団体等の役員には、経営能力を有する人材の登用が求められるとともに、経営責任者は経営理念や経営目標を設定し、業績の評価を行うなど経営者としての責任を明確にする必要があります。

④ 人事管理の適正化

外郭団体等は、健全で安定的な経営に資するため、経営状況を考慮して職員数の適正化を図ることが必要であり、給与についても、団体の経営状況や業務実績を反映した給与制度の導入や各種手当の見直しを行い、適正化を図る必要があります。

また、課題に的確に対応する能力向上などの人材育成を図るため、積極的に研修を行っていく必要があります。

⑤ 透明性の確保

外郭団体等は、市民に対する説明責任を果たす観点から、閲覧資料の設置やホームページ等インターネット環境を利用することにより、事業内容や組織・人員体制、財務諸表等の経営状況、職員給与等を積極的に市民に公開し、透明性を確保する必要があります。

(3) 各団体の主な取り組み方向と市の関与について

① 株式会社 みのりの里

生活文化情報センター等、文化・スポーツに係る公の施設の管理・運営のほか、市の情報通信分野を中心に、従来より民間競合分野における事業活動も行っています。今後とも、株式会社としての利点も活かしつつ、幅広く事業展開を図ることで、より競争力のある効率的で安定的な経営体質へ転換していくことをめざし、市もその取り組みを支援・指導していきます。

② 有限会社 はびきのエル・エス

市が実施する学校給食に係る調理業務、配送・配膳業務のほか食数管理業務等を行うなど、これまで市に貢献してきました。羽曳野市独特の学校給食事業形態の中で、その担ってきた役割を考慮しながらも、人件費の削減をはじめとする経費の削減を行い、競争力をつけるための組織のあり方を市も団体とともに検討していきます。

③ 社会福祉法人 羽曳野市社会福祉協議会

社会福祉事業の健全な発展に貢献し、地域福祉の推進を図ってきた実績があり、今後とも市としては、地域福祉推進の担い手として、委託事業を精査しつつ、必要最小限の経費を負担・補助する一方で、保育園経営や居宅介護事業など民間福祉サービス事業者と競合する分野においては、団体が民間事業者との役割分担を明確にしていく中で、より健全かつ効率的な運営が行われるよう市として支援していきます。

④ 公益社団法人 羽曳野市シルバー人材センター

本格的な高齢化社会を迎える状況の中で、センターの担っている役割は今後とも重要であります。しかし、法人に対しては、経営責任をもって自主財源の拡充や一層の効率的な事業運営、事務改善を図り、財政的自立に向けなお努力するよう促していきます。